

## 青少年インターネット環境整備法施行状況の検討課題(案)

### (1) 保護者関連

案 1	<b>保護者による青少年のインターネット利用の管理のあり方</b> （総務省）
検討のポイント	青少年のインターネット利用の適切な管理等に努める保護者の責務を定める、青少年インターネット環境整備法(以下「法」という。)第6条に関し、保護者による青少年のインターネット利用の把握・管理が社会的に必要であることは言うまでもないところ、青少年のプライバシー意識の高まり等の環境変化や、保護者のネットリテラシー不足の問題もあり、必ずしも円滑になされているとは言い難い。こういった問題意識を背景に、適切な管理・把握の在り方、それを支援するツールのあり方について検討を行う必要があるのではないか。

案 2	<b>保護者等に対する実効性ある普及啓発のあり方</b> （総務省）
検討のポイント	青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を定める法第13条乃至第16条に関し、保護者、青少年及び教育関係者等に対する実効性ある普及啓発のあり方について検討を行う必要があるのではないか。

### (2) フィルタリング関連

案 3	<b>保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への対策等のフィルタリングの更なる普及に向けた取組</b> （内閣府・総務省）
検討のポイント	法第17条においては、青少年が携帯電話等を通じてインターネットを利用する場合にはフィルタリングサービスの利用が原則とされているところ、平成 21 年度内閣府調査によると、携帯電話等におけるフィルタリングの利用率は 50%弱にとどまっていることから、携帯電話等におけるフィルタリングの更なる普及に向けた、原因の分析及び抜本

	<p>的な対策を検討する必要があると考えられる。</p> <p>たとえば、法第17条においては、携帯電話等におけるフィルタリングの不使用・解除は保護者に委ねられているところ、上記調査によると、保護者がフィルタリングを利用しない理由としては、「子どもを信用している」(約42%)、「特に必要を感じない」(約29%)が上位を占めており、保護者が必ずしも子どものインターネット利用におけるフィルタリングの重要性・必要性を認識してはいないのではないかと指摘されている。そうした保護者の安易なフィルタリング不使用・解除を避ける方策について検討を行う必要があるのではないか。</p> <p>また、未成年利用の確認の徹底等の方策について検討を行う必要があるのではないか。</p>
--	--

案 4	<b>フィルタリングの実効性の向上</b> (総務省)
検討のポイント	<p>フィルタリングから漏れた青少年有害情報の存在等の指摘に対応し、フィルタリングの実効性の向上に向けて、携帯電話事業者、フィルタリング提供事業者及び第三者機関に求められる取組について検討を行う必要があるのではないか。</p>

案 5	<b>新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務のあり方の検討</b> (内閣府・総務省・経済産業省)
検討のポイント	<p>フィルタリング提供義務等を定める法第17条乃至第19条に関し、スマートフォン、SIM ロック解除端末、3G接続可能なタブレット型PC、ゲーム機、インターネット対応型テレビ等の新たなインターネット接続機器について、フィルタリング提供義務のあり方について検討する必要があるのではないか。</p>

### (3) 特定サーバー管理者関連

案 6	<b>特定サーバー管理者の責任のあり方</b> (総務省)
検討のポイント	<p>青少年有害情報等の流通に係る、特定サーバー管理者の責任のあり方について、民間主導を定める法第3条第3項の基本理念を踏まえ、検討を行う必要があるのではないか。</p>

案 7	<b>青少年有害情報を容認する行為への対策</b> （警察庁）
検討のポイント	<p>法第21条では、「青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務」と題して、特定サーバー管理者は、青少年有害情報につき青少年が閲覧できない措置をとるよう努めなければならない旨規定されているが、インターネット上における違法・有害情報に関する通報を受理し、サイト管理者等へ削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターが平成 22 年上半期に実施した違法・有害情報の削除要請に対して、2割以上が削除されなかった。</p> <p>削除依頼に応じない特定サーバー管理者は寡占化が進んでいる状況であり、法第21条の努力義務を徹底させるため、特定サーバー管理者に対し、青少年有害情報を発見するための監視体制の義務づけや、上位のレンタル掲示板管理者やサーバー管理者等による自主的な措置を検討する必要があるのではないか。</p> <p>また、青少年有害情報の発信が行われているサイトを利用して利益をあげようとする事業者もあり、青少年有害情報を発信しているサイトを容認・助長する行為の妥当性について社会全体としての議論を行う必要があるのではないか。</p>

案 8	<b>法第22条に規定する努力義務の徹底</b> （警察庁）
検討のポイント	<p>インターネット・ホットラインセンターでは、平成 22 年上半期に違法情報 18,542 件、有害情報 5,441 件を受理した。違法情報が掲載されていた 2,296 サイトのうち 1,319 件(57.4%)、有害情報が掲載されていた 97 サイトのうち 52 サイト(53.6%)が、メールアドレスや問い合わせフォーム等の連絡先を掲載しておらず、削除依頼先が判明しなかった。法第22条では、「青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備」と題して、特定サーバー管理者の国民からの連絡を受け付けるための体制を整備する努力義務が規定されているが、同努力義務が徹底されていない状況にある。例えば、受付体制を整備していないサイト管理者の上位のインターネット関連事業者に対する働きかけなど、同努力義務が徹底される仕組みづくりを検討する必要があるのではないか。</p>

案 9	<b>出会い系サイト以外のサイトにおける実効性のあるゾーニングの導入に向けた取組みの推進</b> （警察庁）
検討のポイント	<p>出会い系サイト以外のサイトにおける児童被害が増加している現状において、サイト内で悪意のある大人を児童に接近させないようにするため、利用者の年齢等の属性に応じた利用可能なサービスを区別するゾーニングに基づく機能制限が有効な手段である。</p> <p>実効性のあるゾーニングの導入のためには、携帯電話事業者による利用者の年齢情報の収集、提供への利用同意の取付け及び出会い系サイト以外のサイト事業者に対する提供が必要不可欠である。</p> <p>また、一部のSNS事業者が導入しているフィルタリング情報によるユーザーの年齢区分が、ゾーニングに基づく機能制限の向上に大きく役立っていることから、ゾーニングの実効性を高める上でも、フィルタリングの更なる普及を推進する必要があるのではないか。</p>

#### (4)その他

案 10	<b>各関係者に求められる責務の再整理</b> （総務省）
検討のポイント	<p>国及び地方公共団体、関係事業者並びに保護者の責務を定める法第4条乃至第6条に関し、各関係者によるこれまでの取組の効果を検証した上で、各関係者に求められる責務を整理する必要があるのではないか。また、各関係者の協同を促進するための方策について検討を行う必要があるのではないか。</p>

案 11	<b>各省庁が保持するデータの共有・活用のあり方</b> （総務省）
検討のポイント	<p>実効性ある取組の立案のためには、インターネット上のサイトに起因する青少年被害の実態（例えば、福祉犯事件の加害者の手口、具体的なサイト、被害者のフィルタリング実装の有無等）の客観的なデータが必要であるが、各省庁が各々の取組を行っており、政府部内で共有されているとはいえない。よって、各省庁が保持するデータを把握、これを集計し、政府部内で共有・活用していく必要があるのではないか。</p>

案 12	<b>インターネットカフェの年齢確認の徹底</b> （内閣府）
検討のポイント	いわゆるインターネットカフェ事業者も関係事業者として法第5条に基づく責務等を負うところ、インターネットカフェにおける、入店の際の年齢確認や青少年に対して、フィルタリング設定端末への青少年の誘導などの取組を推進するための対策が必要ではないか検討する必要があるのではないか。